

同一労働同一賃金に取り組むために！

無料セミナー開催

パートタイム 有期雇用労働法のポイント



令和3年4月1日より、「パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）」が中小企業・小規模事業者にも施行されています。

皆さまの事業場では対応されていますか？

まだ対応できていない、どうしたら良いか分からないという方に役立つ内容で、当センターにて「無料WEBセミナー」を開催いたします！

「同一労働同一賃金」の考え方や具体例・実務対策などについて、分かりやすく解説します。お気軽にご参加ください！

開催日時

2022年1月13日(木) ※定員50名
14:00~15:00

セミナー
テーマ

「パートタイム・有期雇用労働法のポイント」
裁判での判決例を用いて、分かりやすく解説します



申込方法

下記、働き方改革セミナーホームページの
セミナー参加申込フォームよりご予約ください。

働き方改革セミナーホームページ

<http://千葉働き方改革推進支援センター.site/seminar.html>

セミナー参加お申し込みよりご予約ください。



千葉働き方改革推進支援センター

住所 〒260-0013
千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7階

TEL 0120-174-864 MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835